

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施(法定義務)

1 第4期特定健康診査等実施計画について

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等実施計画を定めます。

なお、第1期及び第2期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画等が6年一期に改正されたことを踏まえ、第3期以降は実施計画も6年を一期として策定します。

2 目標値の設定

【図表44】特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健康診査受診率	59.5%	60.0%	60.5%	61.0%	61.5%	62.0%
特定保健指導実施率	59.5%	60.0%	60.5%	61.0%	61.5%	62.0%

3 対象者の見込み

【図表45】特定健康診査・特定保健指導対象者の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健康診査	対象者数	5,673人	5,560人	5,448人	5,339人	5,233人	5,128人
	受診者数	3,375人	3,336人	3,296人	3,257人	3,218人	3,179人
特定保健指導	対象者数	394人	386人	382人	377人	373人	368人
	受診者数	234人	231人	231人	229人	229人	228人

4 特定健康診査の実施

(1)実施方法

健診については、基本的に砺波医師会に所属する市内医療機関で実施する個別健診とします。また、40代～50代の受診者数が少ないなどの状況を踏まえ、当該年度の未受診者を対象とした集団健診を随時行います。実施の際は、協会けんぽ等他保険者に協力を得ることも検討します。

- ① 個別健診(委託医療機関)
- ② 集団健診(市内施設他)

(2)委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できるものの基準については、厚生労働大臣の告示において定められています。

(3)実施機関リスト

特定健康診査実施機関については、砺波市のホームページに掲載します。

(4)実施項目

基本的な健診項目、詳細な項目については図表 46のとおりですが、その他の項目でクレアチニン検査は腎機能障害を早期に把握するため必須で実施します。

【図表46】砺波市特定健康診査検査項目

健診項目		砺波市	国	
基本的な健診項目	身体測定	身長	○	○
		体重	○	○
		BMI	○	○
		腹囲	○	○
	血圧	収縮期血圧	○	○
		拡張期血圧	○	○
	肝機能検査	AST(GOT)	○	○
		ALT(GPT)	○	○
		γ-GT(γ-GTP)	○	○
	血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●
		随時中性脂肪	●	●
		HDLコレステロール	○	○
		LDLコレステロール (NON-HDLコレステロール)	○	○
	血糖検査	空腹時血糖	●	●
		HbA1C	○	●
随時血糖		●	●	
尿検査	尿糖	○	○	
	尿蛋白	○	○	
	尿潜血	○		
詳細な項目	血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	□	□
		血色素量	□	□
		赤血球数	□	□
	その他	心電図	□	□
		眼底検査	□	□
		血清クレアチニン(eGFR)	○	□
	尿酸			

○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれの項目の実施で可

(5)実施時期

毎年6月1日～9月14日頃まで

(6)医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健康診査の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行えるよう、医療機関へ十分な説明を実施していきます。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受けることも今後は視野に入れ、特定健康診査結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行います。

(7)代行機関

特定健康診査に係る費用の請求・支払い代行は、富山県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託します。

(8)案内方法・実施スケジュール

実施率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、受診の案内の送付に関わらず、保険者として加入者に対する基本的な周知広報活動を年間通して行います。(図表47)

【図表47】特定健康診査実施スケジュール

	前年度	当該年度	翌年度
4月		健診機関との契約 健診対象者の抽出、受診等の印刷・送付(随時可)	(特定保健指導の実施)
5月		受診券の送付(一括)	健診データ抽出(前年度)
6月		(特定健診の開始) 受診券の送付(随時)	
7月			
8月		健診データ受取 費用決裁 → 保健指導対象者抽出	実施実績の分析方法、委託先機関の見直し等
9月		(特定健診の終了)	
10月		集団健診の案内送付	受診・実施率実績の算出 支払基金(連合会)への報告 (ファイル作成・送付)
11月	予算要求	(集団健診の実施)	
12月			
1月			
2月	契約準備		
3月		(特定保健指導の当該年度受付終了)	

(9)受診率向上のための実施事業

生活習慣病は自覚症状がないため、まずは健診の機会を提供し、状態に応じた保健指導が重要となります。そのため特に特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に努める必要があり、次のとおり実施します。(図表48-1～48-3)

【図表48-1】特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上のための実施事業一覧(1)

事業名:特定健康診査事業			
目的:対象者が自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善に取り組めるよう、特定健康診査を実施します。また、健診結果から特定保健指導の対象者等を抽出し、保健事業を実施するための基礎数値とします。			
事業内容	実施方法・対象者・ 時期(ストラクチャー・プロセス)	実施量(アウトプット)	実施目標(アウトカム)
40～74歳の国保被保険者を対象に、内蔵脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施します。	40歳以上の被保険者を対象に受診券を送付し、市内医療機関で個別健診を実施します(6～8月)	実施月数 現状(R4): 3.5か月/年 目標(R11): 現状維持	特定健康診査受診率 現状(R4): 57.9% 目標(R11): 62.0%

【図表48-2】特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上のための実施事業一覧(2)

事業名:特定健康診査受診率向上対策事業			
目的:対象者が自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善に取り組めるよう特定健康診査の受診率向上を図るため実施します。			
事業内容	実施方法・対象者・ 時期(ストラクチャー・プロセス)	実施量(アウトプット)	実施目標(アウトカム)
①特定健康診査受診勧奨事業 ②集団健診事業 ③人間ドック費用助成事業	①連続未受診者等に対し、委託業者よりハガキ等で受診勧奨を行います。(6月～8月) ②健診期間後、健診未受診者に対し、集団健診を随時実施します。(11月頃) ③ミニドックの費用を一部助成します。(4月～3月)	①実施人数(ハガキ) 現状(R4): 3,000人/期間中 目標(R11): 現状維持 ②実施回数 現状(R4): 実施なし/年 目標(R11): 1回/年 ③実施月数 現状(R4): 12か月/年 目標(R11): 現状維持	特定健康診査受診率 現状(R4): 57.9% 目標(R11): 62.0%

【図表48-3】特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上のための実施事業一覧(3)

事業名:39歳以下健康診査事業			
目的:若年期からの糖尿病や高血圧などの生活習慣病を早期に発見するとともに、特定健康診査の若年者受診率を向上するために実施します。			
事業内容	実施方法・対象者・時期(ストラクチャー・プロセス)	実施量(アウトプット)	実施目標(アウトカム)
<ul style="list-style-type: none"> ・39歳以下の被保険者を対象に、特定健康診査に準じた健診を実施します。 ・特定保健指導に準じ、対象者には保健指導を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・39歳以下の被保険者に受診券を送付し、市内医療機関で個別健診を実施します。(6月～8月) ・保健指導対象者や要受診者には案内を送付し、保健指導を実施します。(8月～3月) 	実施月数 現状(R4): 1回/年 目標(R11): 3.5か月/年	特定健康診査40～44歳受診率 現状(R4): 29.9% 目標(R11): 32.0%

5 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、健康センターへの委託契約で行います。また砺波医師会に所属する市内医療機関とも委託契約を行い、実施します。

○第4期(2024年以降)における変更点

特定健康診査・特定保健指導円滑な実施に向けた手引き(第4版)

特定保健指導の見直し	(1)評価体系の見直し 特定保健指導の実施評価にアウトカムを導入し、主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲1cm・体重1kg減をその他目標として設定した。
	(2)特定保健指導の初回面接の分割実施の条件緩和 特定保健指導の初回面接は、特定健康診査実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和することとした。
	(3)糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 特定健康診査実施後又は特定保健指導実施後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導対象者として、分母に含めないことを可能とした。
	(4)糖尿病等の生活習慣病に係る服薬中の者に対する服薬状況の確認及び特定保健指導対象者からの除外 服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たって、確認する医薬品の種類、確認手順を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外であっても対象者本人への事実関係の再確認と同意の取得を行えることとした。
	(5)その他の運用の改善 看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長することとした。

(1)対象者の抽出(重点化)

「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」をもとに、健診結果から保健指導レベル別に4つのグループに分類し、未受診者も入れて5つのグループで優先順位をつけます。

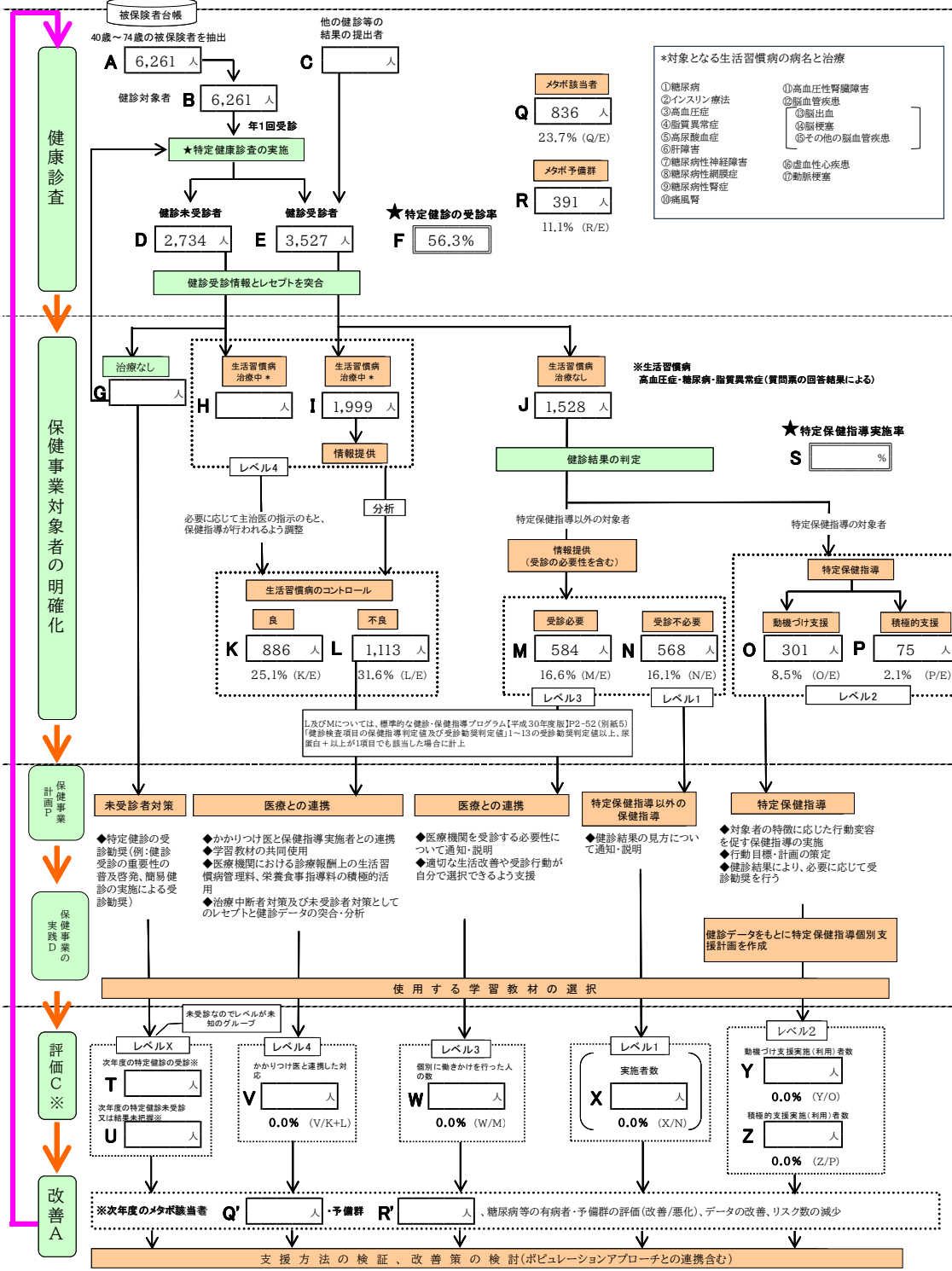
また、健診受診情報とレセプトの突合データを元に必要な指導を行い、それまでの期間は、

問診と自己申告により、生活習慣病治療中の人を把握、分類し、適切な支援を行います。(図表49・50)

【図表 49】健診から保健指導へのフローチャート(様式 5-5)

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導
健診から保健指導実施へのフローチャート

様式5-5
令和4年度



(2) 要保健指導対象者の見込み、選択と優先順位・支援方法

【図表50】要保健指導対象者の見込み

優先順位	図表49 (様式5-5)	保健指導レベル	支援方法	R11 対象者数見込 (受診者に対する割合)	R11 目標実施率
1	OP	特定保健指導 O:動機付け支援 P:積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	368人 (11.6%)	62%
2	M	情報提供 (受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援	496人 (15.6%)	HbA1c7.0以上または Ⅱ度高血圧以上 80%
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨(例:健診受診の重要性の普及啓発、簡易健診の実施による受診勧奨)	1,949人	未受診率 38%以下
4	I	情報提供	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	1,751人 (55.1%)	下記の対象者について ・糖尿病性腎症重症化予防対象者 ・未受診者、治療中断者対象者 ・血糖、血圧コントロール不良者 80%
5	N	情報提供	◆健診結果の見方について通知・説明	565人 (17.8%)	

(3) 生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実施スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とPDCAサイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成していきます。(図表51)

【図表51】特定健康診査・保健指導年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	その他
4月	◎個別健康診査実施の集合契約	◎個別特定保健指導実施の集合契約 ◎健康センターと業務委託契約	◎代行機関(国保連合会)を通じて費用決裁の開始 ◎ミニドック開始 ◎がん検診開始
5月	◎健診対象者の抽出及び受診券の送付		◎特定健康診査をはじめとした各種健診の広報
6月	◎特定健康診査の開始		◎後期高齢者健診開始
7月			
8月		◎対象者の抽出 ◎利用券の登録 ◎保健指導の開始	
9月	◎健診の終了		
10月	◎集団健診対象者の抽出及び受診券の送付		◎前年度特定健診・特定保健指導実績報告終了
11月	◎集団健診の実施		
12月			
1月			
2月			
3月			

(4) 特定保健指導実施率向上のための実施事業

第3章 4(9)に準じて、次のとおり実施します。(図表52-1～52-2)

【図表52-1】特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上のための実施事業一覧(4)

事業名: 特定保健指導事業			
目的: 生活習慣病を引き起こす大きな原因となる内臓脂肪型肥満に着目し、特定健康診査で保健指導が必要と認められた対象者について、自らの生活習慣における課題を認識して自己管理できるよう支援し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合を減少するために実施します。			
事業内容	実施方法・対象者・時期(ストラクチャー・プロセス)	実施量(アウトプット)	実施目標(アウトカム)
特定健康診査の検査値を基に、特定保健指導を実施します。	対象者に利用券を送付し、健康センターまたは市内医療機関で指導を実施します。(8月～翌年9月)	特定保健指導実施率 現状(R4): 53.4% 目標(R11): 62.0%	メタボ該当者・予備群の割合 現状(R4): 34.8% 目標(R11): 30.0%

【図表52-2】特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上のための実施事業一覧(5)

事業名:特定保健指導実施率向上対策事業			
目的:対象者が自らの生活習慣における課題を認識して自己管理できるよう支援し、メタボ該当者及び予備群の割合を減少するために特定保健指導の実施率向上を図る事業を実施します。			
事業内容	実施方法・対象者・ 時期(ストラクチャー・プロセス)	実施量(アウトプット)	実施目標(アウトカム)
特定保健指導利用勸奨事業	未利用者に対し、電話やハガキで受診勸奨を行う。(9月～2月)	実施回数(電話) 現状(R4): 1回/月 目標(R11): 現状維持	メタボ該当者・予備群の割合 現状(R4): 34.8% 目標(R11): 30.0%

6 個人情報の保護

(1)基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を踏まえた対応を行います。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理します。

(2)特定健康診査・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システム等で行います。

7 結果の報告

実績報告については、特定健康診査等データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づく計画は、砺波市ホームページ等への掲載により公表、周知します。